障害福祉サービス事業所 障害者支援施設 障害児通所・入所事業所 障害者・児相談支援事業所

平成31年度10連休における請求事務に係る連絡事項にについて(通知)

日頃から本市の障害福祉施策に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律(平成30年法律第99号)の施行により、天皇の即位の日(本年5月1日)及び即位礼正殿の儀の行われる日(本年10月22日)については、休日とすることとされ、本年4月27日から5月6日まで、土曜日、日曜日を含めて最大10日連続の休日(以下「10連休」という。)とされています。

10 連休における障害福祉サービス等の請求事務に係る注意事項等について、以下のとおりお伝えします。

(1) 5月請求期間中におけるシステム処理遅延によるエラー等について

5月1日から6日までが休日になるため、市町村と国民健康保険団体連合会との間で行われるシステム連携処理に時間がかかり、受給者台帳登録情報や過誤申立書情報の反映が遅くなることが想定されます。

一方、事業者の請求は5月1日から可能であるため、連休中及び連休明けに送信した請求情報について、上記情報の反映より請求が先行した場合に、仮審査等で「受給者台帳に有効な情報が登録されていません」「該当の請求情報は既に受付済」といったエラーが発生してしまいます。

こうした事態を避けるため、5月に受給者台帳登録情報に変更がある場合、又は、5月受付の過誤申立を申請している事業者におかれましては、なるべく連休後に請求をしていただけるようお願いします

システム連携の性質上、いつ登録が可能となるかを明確にお示しできませんが、御理解の 程よろしくお願いします。

なお、上記エラーが発生した場合には、以下の対応が必要になりますので、御承知おきください。

① 全国システムの場合

本市に所在地がある事業所5月8日の仮審査においてエラーが表示されますが、上記事情によって、その時点の登録情報において審査した場合にエラーとなる旨の情報が出力されて

いるだけですので、再請求は不要です (ただし、その他の事由でエラーが出ている場合は、エラーを解消したうえで再請求が必要となります)。

② かながわシステムの場合

請求期間内は毎日チェックが行われるため、翌日にエラーとして返ってきます。この場合、 再請求が必要になります。

(2) 過誤申立書電子申請手続のサービス停止について

市内に所在地がある事業所におかれましては、過誤申立書について電子申請による申請を お願いしております。

今年度 5 月 1 日付けにて新元号が施行されるため、4 月 30 日 23 時 00 分 ~ 5 月 1 日 2 時 00 分の間(3 時間)(%)、市の電子申請システムのサービスが停止になり、電子申請をできなくなりますので、予め御承知おきください。

※実施日時は予告なく変更になる場合がございますので、本市ホームページ窓口かわさきに おける「システムメンテナンス情報」を参照してください。

http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000049319.html

(3) 共同生活援助における土日等日中支援加算について

共同生活援助における市単独加算である土日等日中支援加算について、理解が明確に浸透していない可能性があるため、10連体にあたって改めて別紙のとおりお伝えしますので、御確認の程よろしくお願いします(従来の取扱を変更する趣旨ではございません)。

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 FAX 044-200-3932

共同生活援助における土日等日中支援加算について

共同生活援助における土日等日中支援加算について、以下のとおり解釈をお伝えします。ただし、 以下の解釈は、平成31年4月現在のものであり、今後の改正の可能性があることについては御留意 よろしくお願いします。

Q:日中通所する事業所が開所していない土日等に外出支援をした場合にも加算を算定できるか。

A; 土日等日中加算につきましては、川崎市障害者共同生活援助運営費支弁基準において、「日中通 所する事業所が開所していない土日等に支援を要する入居者に対してサービスを行うために必 要な世話人体制を確保することを目的に支弁する加算をいう」と規定しております。

「入居者に対してサービスを行う」という点について、状況に応じて、世話人体制を確保したうえで、ホーム職員が外出支援を行うことも可能であると考えます(必ずしもホーム内でのサービスに限定されないということです)。

ただし、厚生労働省の規定において、グループホームは「主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる…援助を行う」ものとされており、本来、昼間の外出支援は他の外出支援サービス事業所が行うべきものです。

よって、利用者が契約している事業所以外に、外出支援ができる事業所があるにも関わらず、そうした事業所に依頼せず、敢えてホームで世話人体制を確保して、ホームの職員が外出支援を行うことは、加算の趣旨に合わないものと考えております。

なお、基本的には利用者の相談支援事業所等と連携しながら探していただくものですが、どの程度探すべきかについては、一概に規定できません。ただし、少なくとも、外出支援ができる事業所がその時点で契約している事業所の他にあることが明らかな状況においては、まずは当該事業所に依頼すべきものと考えております。

もっとも、行動障害が激しく、慣れたヘルパーしか外出支援することが難しく、支援体制を構築 するのに時間を要するなど、物理的に支援ができない場合はこの限りではありません。

Q:土日等にグループホームが主催するイベント等を開催した場合に加算を算定できるか。

A: 土日等日中支援加算については、グループホームが主催する<u>イベント等で外出したとき</u>は算定できません。ただし、グループホーム内でのイベントを制限するものではありません。よって、サービスを行うために必要な世話人体制を確保している限り、ホーム内でのイベントを開催して、土日等に支援を要する入居者に、当該イベントに参加してもらった場合も算定可能です。

Q: グループホームが主催するイベント等以外で外出する場合で、職員が数名ずつ連れ出して外出支援をするときも算定可能か。

A: 算定可能ですが、利用者の数に対して世話人の数を十分に配置し、サービスに支障がないように してください。